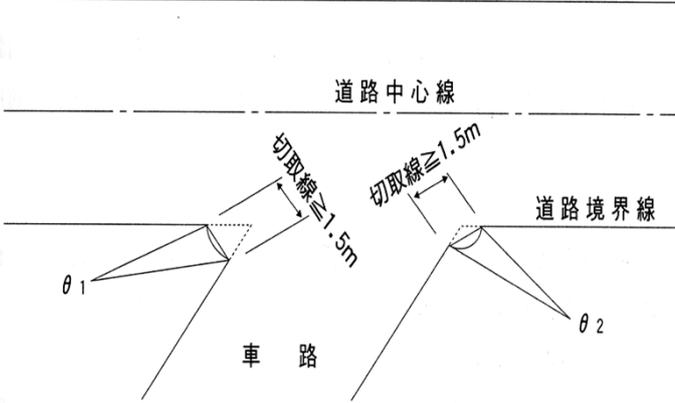
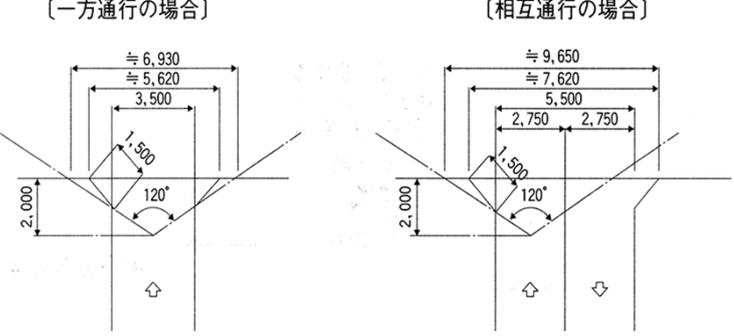
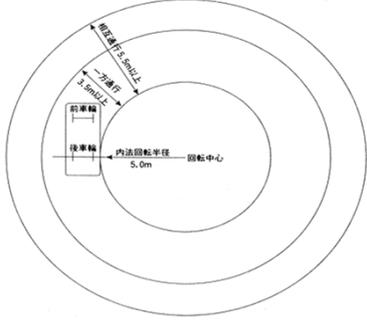


《一般的基準》

(1) 出口及び入口に関する基準	チェック欄
<p>ア自動車の出口及び入口は、下記の図に示す道路以外の部分に設けること。</p> <p>出典：駐車場法解説(改訂版)</p>	<p>チェック欄</p>
<p>道路交通法44条各号に掲げる道路の部分とは停車及び駐車を禁止する場所であり、以下の⑦～⑮の箇所が該当</p>	
<p>⑦交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル</p>	
<p>⑧交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分</p>	
<p>⑨横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分</p>	
<p>⑩安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分</p>	
<p>⑪乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る)</p>	
<p>⑫踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分</p>	
<p>⑬横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5メートル以内の道路の部分</p>	
<p>⑭小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)</p>	
<p>⑮橋</p>	
<p>⑯幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路</p>	
<p>条件付除外部分 ※ 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所 ①道路の曲がり角から5m以内 ②安全地帯の左側及びそこから10m以内 ③路面電車の停留所の標示柱等から10m以内 ④幅員6m未満の道路 ⑤交差点の側端又はそのから5m以内の道路の部分 ⑥トンネル これらについては、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合は道路の部分に設けることができる。 (大臣の認定には道路管理者や公安委員会との調整が行われる)</p>	

(1) 出口及び入口に関する基準	チェック欄
<p>イ路外駐車場の前面道路が2以上ある場合において、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除く)</p>	
<p>ウ自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造であつて、それらの間隔が道路に沿って10m以上であること。(自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能)</p>	
<p>エ自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするために必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準として、かつ、切取線の長さは1,5m以上であること。</p>  <p style="text-align: center;">出典：駐車場法解説(改訂版)</p>	
<p>オ駐車場の出口付近の構造は、当該出口から2m(自動二輪車専用出口の場合は1.3m)後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものであること。一方通行にあつては、約6.9m、相互通行にあつては約9.7mの見開きが必要。</p>  <p style="text-align: center;">出典：駐車場法解説(改訂版)</p>	
(2) 車路に関する基準	チェック欄
<p>ア自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること</p>	
<p>イ車路の幅員は5.5m以上であること。一方通行の車路にあつては、3.5m以上であること。</p>	
<p>自動二輪車専用車路の場合は3.5m以上であること。一方通行の車路にあつては2.25m以上であること。</p>	

《建築物である駐車場のみにかかる基準》

(1)車路に関する基準	チェック欄
アはり下の高さは、2.3m以上であること	
イ屈曲部は、自動車 ^が 5m以上の内のり半径で回転できる構造であること (自動二輪専用車路の場合は、3.0m以上の内のり半径で回転できる構造であること)	
<p>【四輪車】</p>  <p>出典：駐車場法解説(改訂版)</p>	
ウ傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと。	
エ傾斜部の路面は、粗面とし、またはすべりにくい材料で仕上げていること。	
(2)高さに関する基準	チェック欄
自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1m以上であること。	
(3)避難階段	チェック欄
直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の用に供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代わる設備を設けられていること。	
(4)防火区画	チェック欄
給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画されていること。	
(5)換気装置	チェック欄
その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置が設けられていること。(ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。)	
(6)照明装置	チェック欄
自動車の車路の路面にあつては、10ルクス以上の照明装置が設けられていること。自動車の駐車の用に供する部分の床面にあつては、2ルクス以上の照明装置が設けられていること。	
(7)警報装置	チェック欄
自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置が設けられていること。	
(8)特殊の装置	チェック欄
特殊の装置(機械式駐車装置)を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が構造及び設備の基準と同等以上の効力があると認める場合においては、施行令第8～14条の規定は適用しない。	